

宮城県美術館リニューアル基本構想
(案)

平成28年10月

宮城県教育委員会

目 次

第1章 リニューアルの背景	
1 宮城県美術館の歩み	1
2 宮城県美術館を巡る状況	1
(1) 国及び県の文化芸術政策	
(2) 文化芸術を取り巻く社会状況の変化	
3 宮城県美術館の強み	5
(1) 良好な立地条件と合理性のある建築設計	
(2) 開館以来、35年間の活動実績	
(3) 充実したコレクション	
(4) 「いつでも、だれでも」利用できるオープン・アトリエ（創作室）のある美術館	
4 現状と課題	6
(1) 収集成果を反映した展示環境の充実	
(2) コレクションの利活用の高度化	
(3) 美術品保存環境基準等への対応	
(4) 美術品に係るセキュリティ及び防災機能の充実	
(5) 収蔵庫の狭隘化	
(6) 近年の利用者ニーズに対応した教育普及機能・活動の充実	
(7) 施設・設備の老朽化・機能低下への対応	
(8) アメニティの充実	
第2章 これからの宮城県美術館が目指す方向性	
1 宮城県美術館が果たすべき役割	11
2 宮城県美術館運営の基本方針	12
3 リニューアルに向けた基本的な考え方	12
(1) 持てる財産・資源を最大限に有効活用	
(2) 他館・文化施設等との連携及び機能分担の検討	
(3) 県民及び利用者からの意見の聴取	
4 リニューアルのコンセプト	12
(1) 子どもたちに豊かな体験を提供する美術館	
(2) 人々が憩い、くつろぎ、集い、つながる美術館	
(3) 国内外の人々を魅了する美術館	
(4) とともに築きあう美術館	
第3章 宮城県美術館に求められる機能と役割	
1 収集・展示	13
(1) 美術作品の継続的・計画的な収集によるコレクションの充実	
(2) コレクションを最大限に活かせる展示環境の整備	
(3) 展示・収蔵環境条件の高度化への対応	

2	収蔵	15
	(1) コレクションの充実に対応した収蔵スペース及びセキュリティ機能の確保	
	(2) 美術作品の特性に対応した保存環境の整備	
3	調査研究	16
	(1) 基礎的な調査研究の継続	
	(2) 調査研究成果の発信	
4	教育普及	16
	(1) 多様なプログラム展開による美術教養の向上	
	(2) 創作活動の充実による造形教育の推進	
	(3) 県民の創作活動の発表及び鑑賞の場の提供	
5	五感で楽しみ、心の潤いと交流が生まれる場	17
	(1) 美術・芸術に親しむ場の創出	
	(2) 憩いとくつろぎの場の創出	
	(3) 人々が集い、つながる場の創出	
6	ユニバーサルデザイン化や地球環境への配慮	18
	(1) 施設のユニバーサルデザイン化の推進	
	(2) 環境負荷の低減	
7	情報発信の充実・強化	18
8	地方創生への貢献	18
第4章 リニューアルの手法及び整備スケジュール		19
1	リニューアルの手法	
2	整備スケジュール	

第1章 リニューアルの背景

1 宮城県美術館の歩み

- 宮城県は、「県立美術館の建設を」という県民からの強い要望にこたえて、昭和54年4月に「宮城県美術館建設基本構想」を策定し、昭和56年11月に「美術館条例」により、「博物館法」に基づく登録博物館として、宮城県美術館を設置した。
- 開館以来、地域に根差した、特色ある近代的な美術館として「観る」「作る」「憩う」という美術における3つの基本的行為に基づく多角的なコミュニケーションの場となることを目指すとともに、「東北の美術館」として国内外の優れた美術作品を収集、展示して鑑賞の機会を提供してきた。
- また、県民の積極的参加による創作活動の推進を図り、活発な教育普及活動を行うとともに、美術に関する他の領域と連携して、文化的諸活動を行うなど、地域における総合美術センターとして大きな役割を果たしてきた。
- しかし、①35年の時が経過し、施設・設備の老朽化、狭隘化が進み、②山形県を除く東北各県に県立美術館が設置され、③宮城県内に公立美術館やアート関連施設が設置されたことにより、宮城県美術館がこれまで担ってきた役割は見直しが必要になってきた。
- 加えて、美術文化に対する県民の関心や期待も多様化し、これまでの美術館の運営や施設のままで、県民のニーズに十分対応することが難しい状況になりつつある。

●東北各県県立美術館の設置状況

	美術館名	設置時期	所在地
1	宮城県美術館	昭和56年11月	宮城県仙台市青葉区川内元支倉 34-1
2	福島県立美術館	昭和59年 7月	福島県福島市森合字西養山 1
3	秋田県立近代美術館	平成 6年 4月	秋田県横手市赤坂字富ヶ沢 62-46
4	岩手県立美術館	平成13年10月	岩手県盛岡市本宮字松幅 12-3
5	青森県立美術館	平成18年 7月	青森県青森市安田字近野 185
6	秋田県立美術館	平成25年 9月	秋田県秋田市中通 1-4-2

※秋田県立美術館は、秋田県と美術品を所蔵する財団法人平野政吉美術館との協力によって昭和42年5月に建設された旧秋田県立美術館（平野政吉美術館）を前身とする。

※山形県に、県立美術館は設置されていないが、山形県と山形市が全面的に協力し、公益財団法人が運営する山形美術館（昭和39年8月開館）が設置されている。

2 宮城県美術館を巡る状況

(1) 国及び県の文化芸術政策

イ 文化芸術の社会的重要性

- 文化芸術の振興について国の方針等を示すものとして、平成13年に「文化芸術振興基本法」が施行され、また、当該法律の施行を受けて平成14年に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を閣議決定されるに至り、文化芸術の社会的な重要性が明確に認識されるようになった。
- 県においては、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」が策定され、「文化芸術の担い手のすそ野を広げるため、特に青少年を対象に優れた芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、県民の創作・研究等創造的な活動を支援する

ため、発表や交流の場を提供する」ことが基本的方向として掲げられた。

- また、県では平成27年7月に「教育等の振興に関する施策の大綱」を宮城県総合教育会議において策定し「生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる」ことを基本方針のひとつに定め、「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」を基本目標に掲げた。
- 加えて、平成28年3月に策定された「第2期宮城県文化芸術振興ビジョン」では、「教育、福祉、産業、観光、地域づくりなどに文化芸術の力を活用し、みやぎの未来を創造していくこと」を基本目標に掲げるとともに、この基本目標を踏まえ、「あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境を整備する」ことなどが文化芸術を振興するための施策の基本方針として示された。

□ 学校教育における美術館の活用

- 現行学習指導要領の図画工作では「児童や学校の実態に応じて、地域の美術館を利用したり、連携を図ったりすること」、また、美術では「美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにすること」が明記され、学校教育において美術館の活用や連携が重視されるようになっている。
- 一方で、宮城県美術館の開館当時に比べ、小学校、中学校における図画工作・美術の週当たりの授業時数は減少傾向にあり、美術館には、美術分野に興味のある子どもたちが美術に触れる機会を提供する場としての役割が期待されている。

● 小学校における図画工作等の週当たり授業時数の変遷

年度	教科名	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
昭和22年度～	図画工作	3	3	3	2～3	2	2
昭和26年度～	音楽 図画工作	2～4		4～5		—	
昭和36年度～	図画工作	3	2	2	2	2	2
昭和46年度～	図画工作	3	2	2	2	2	2
昭和55年度～	図画工作	2	2	2	2	2	2
平成4年度～	図画工作	2	2	2	2	2	2
平成14年度～	図画工作	2	2	1.7	1.7	1.4	1.4

(出典：文部科学省ホームページ「小学校教育の在り方に関する参考資料」)

● 中学校における美術等の週当たり授業時数の変遷

年度	教科名	1学年	2学年	3学年
昭和22年度～	図画工作	2	2	2
昭和24年度～	図画工作	2～3	2～3	2～3
昭和26年度～	図画工作	2～3	2～3	2～3
昭和37年度～	美術	2	1	1
昭和47年度～	美術	2	2	1
昭和56年度～	美術	2	2	1
平成5年度～	美術	2	1～2	1
平成14年度～	美術	1.3	1	1

(出典：文部科学省ホームページ「小学校教育の在り方に関する参考資料」)

(2) 文化芸術を取り巻く社会状況の変化

イ 東北地方の美術館の状況

- 宮城県美術館の開館後、東北においては、地域における美術文化の拠点としての役割を担う県立美術館が相次いで開館したため、宮城県美術館が担ってきた「東北の美術館」としての役割は変化してきている。
- 県内においては、せんだいメディアテークが平成13年1月に開館したほか、民間のアートギャラリーなども充実してきている。

●宮城県内の貸ギャラリー、貸画廊の設置状況

時期	公 営	民 営	合 計
昭和56年	3	8	11
平成28年	24	15	39

(出典：宮城県美術館による調査(平成28年8月))

- 一方で、仙台市内の施設は、大型の作品展示ができるところが少なく、また、駐車場を完備した施設は貴重な存在となっている。さらに、平成27年12月に地下鉄東西線が開業したことに伴い、交通の便は飛躍的に向上したことから、県民の創作活動の発表の場となる県民ギャラリーの今後の需要について注視していく必要がある。

ロ 県民の美術活動や関心の状況

- 学校教育の場において、図画工作・美術の週当たりの授業時数が宮城県美術館の開館時より減少しており、鑑賞教育や創作プログラムを充実させるなど、関心のある児童生徒を中心に文化芸術に触れ合う機会を一層創出することが求められる。
- 市町村等が実施する美術ワークショップや民間による多彩なカルチャー教室が開設されるなど、県民が創作活動を行う機会は宮城県美術館の開館時に比べ充実している。

●ワークショップ等の普及活動に取り組んでいる県内の美術館、ギャラリー等

	名 称	所在地	特 色
1	杉村惇美術館	塩竈市	現代アートのワークショップ企画も実施
2	リアス・アーク美術館	気仙沼市	オープンアトリと多彩な教育普及プログラム
3	せんだいメディアテーク	仙台市	映像(記録)に特化した実技ワークショップ
4	サトウ・サトル・アート・ミュージアム	登米市	児童生徒を対象にしたワークショップ
5	感覚ミュージアム	大崎市	多彩な教育普及、体験型プログラム
6	大衡村ふるさと美術館	大衡村	企画展に関連したワークショップ
7	中本誠司現代美術館	仙台市	企画展に関連したワークショップ
8	ターンアラウンド	仙台市	企画展に関連したワークショップ
9	ビルド・フルーガス	塩竈市	企画展に関連したワークショップ
10	風の沢ミュージアム	栗原市	企画展に関連したワークショップ

(出典：宮城県美術館による調査(平成28年8月))

●アート、クラフトの実技講座があるカルチャーセンター

	名 称	所在地	開始年
1	仙台青葉カルチャーセンター(旧ブラザー文化センター)	仙台市	昭和 46 年
2	河北TBCカルチャーセンター (エスパル教室)	仙台市	昭和 58 年
3	NHK文化センター 仙台教室	仙台市	昭和 58 年
4	仙台リビングカルチャー教室(仙台教室)	仙台市	平成 58 年
5	河北TBCカルチャーセンター (メルパルク教室)	仙台市	平成 9 年
6	JEUGIA カルチャーセンター	石巻市	平成 19 年
7	泉パークタウン カルチャーセンター	仙台市	平成 22 年
8	仙台リビング カルチャー教室(仙台教室)	仙台市	平成 23 年

(出典：宮城県美術館による調査(平成 28 年 8 月))

- 一方で、県内には、アトリエや作品発表の場など、本格的に美術活動を継続することができる環境に乏しい。このため、県内の若手芸術家を育成するためには、アトリエや作品発表の機会を提供するなど、美術活動に意欲的な人材の支援体制を整備することが求められる。
- 社会の成熟とともに、社会貢献活動に対する意識が高まる中、高齢者や主婦等を中心に精神的な潤いや生きがいにつながる自己実現の機会として、美術文化を通じた社会貢献活動に意欲や関心を寄せる県民は少なくない。
- 教育普及活動のサポートや資料整理など、美術文化活動に参画する機会を提供することにより、美術館に対する県民の関心、理解を一層促進するとともに、ボランティアの活動環境を整備することが求められる。

ハ 公共施設的环境整備の状況

- 高齢化社会等の進展や障害者差別解消法の施行等を受け、年齢や障害、能力の如何を問わず、また、文化や言語の差異にかかわらず、誰もが公平に施設を利用する上で障害となる様々なバリアを排除して、人に優しい環境を整備する必要がある。
- 多様な人々が利用する公共施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方を十分に取り入れ、安全・安心に、そして利用しやすい施設に改修することが求められる。

二 東日本大震災からの復興の状況

- 現在、宮城県が直面している最大の課題は、東日本大震災からの復興である。
- 宮城県美術館では、被災した県民の精神的な支えとして、文化芸術による心の復興を後押しするため、震災後、早期に展示活動を再開した。
- また、東日本大震災被災地復興支援の一環として、各方面からの協力を得て、震災からの復興をテーマに掲げた展覧会を開催した。これらの展覧会の開催に対し、県民から、たいへん大きな反響が寄せられた。
- 県民が文化芸術に触れる機会をなお一層充実することにより、被災者や地域の人々に明るさと勇気をもたらすなど、県民の心の復興を引き続き支援していく必要がある。

●震災からの復興をテーマに掲げた展覧会

	展覧会名	開催期間	観覧者数
1	フェルメールからのラブレター展	平成23年10月27日 ～平成23年12月12日	117,660人
2	東北三都市巡回展 ルーヴル美術館からのメッセージ 出会い	平成24年6月9日 ～平成24年7月22日	22,638人
3	東日本大震災復興支援 特別公開 ゴッホの《ひまわり》展	平成26年7月15日 ～平成26年8月31日	63,824人

- ・震災から5年が経過したが、依然として復興の道半ばであり、震災からの創造的復興を一層加速していく必要がある。
- ・宮城県では、その推進力として地方創生の取組を進めることとしており、宮城県美術館としても、そのポテンシャルを最大限に生かし、外国人観光客やMICE(※)の誘致促進等に貢献することが求められる。

(※)MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の総称

3 宮城県美術館の強み

(1) 良好な立地条件と合理性のある建築設計

- ・東北大学や仙台国際センター、仙台市博物館など教育学術、文化・交流機関が集積し、広瀬川や青葉山など、美しく豊かな自然に囲まれたエリアに立地している。
- ・仙台市地下鉄東西線が平成27年12月に開業し、仙台市都心部からのアクセスが至便である。
- ・本館は、国立西洋美術館（平成28年7月に世界文化遺産に登録決定）を設計した建築家ル・コルビュジェに師事し、日本を代表する建築家の一人である故前川國男氏の設計によるものであり、美術館として高い合理性を有し、建設省（現国土交通省）の公共建築百選にも選ばれている。

(2) 開館以来、35年間の活動実績

- ・国内外の名品を紹介する特別展、所藏品等のコレクション展により、平成25年度には、総観覧者総数が年間30万人を超えるなど、全国の都道府県美術館の中でも観覧者数は上位に位置している。
- ・創作室の設置により、県民の自発性に基づく自由な創造活動の場を提供するほか、実技ワークショップや美術館探検、美術探検など、充実した教育プログラムを提供している。

(3) 充実したコレクション

- ・当館は、購入と寄贈により収集した国内外の優れた美術作品等約6,800点を所蔵している。
- ・開館当時の収集作品数は700点余りであったが、現在は大幅に増加した。また、量的拡大だけでなく、松本竣介、東郷青児、安井曾太郎、平福百穂などの、日本の近代美術史上に基準となるような作品を収集し、内容の充実にも努めてきた。

- 東北及び宮城県の関係作家の発掘にも努めてきた。例えば、大沼かねよ、菅野聖子など、全く存在を忘れられていた本県出身画家の作品を調査・収集した結果、その美術史的な価値を認められて、他館の企画展にも出品され、本県文化の再認識にも貢献した。また、宮城県生まれの彫刻家佐藤忠良の作品については、代表作品を網羅している。
- 海外の作品としては、20世紀の古典として評価されるドイツ表現派の作品が充実しており、特にヴァシリー・カンディンスキーの初期の希少な大作《商人たちの到着》は、国際的な評価が高い。また、パウル・クレーの作品は、日本にも愛好家が多く、国内有数のコレクションとして、県外からの観覧者も少なくない。加えて、カンディンスキーやクレーの作品には、しばしば海外からの出品依頼があり、海外の美術館との交流や、海外展を行う際の当館への信頼の醸成にも寄与している。
- 絵本原画の収集は、タイトル数で500点以上、原画枚数にして1万枚を超えたが、すべて当館に対する信頼により寄贈された。福音館書店が刊行した「こどものとも」シリーズの原画が中心で、美術家が手がけた作品も多い。これらは、日本の絵本文化史の指標となる作品群で、宮城県美術館の収蔵対象として新たな領域を形成している。

●平成27年度末美術品収集状況

区分	作品数	作品点数	区分	作品数	作品点数
絵画	495 作品	495 点	工芸	61 作品	70 点
日本画	254 作品	263 点	写真	375 作品	445 点
素描	1,812 作品	2,273 点	絵本原画	541 作品	541 点
版画	619 作品	2,076 点	合計	4,755 作品	6,761 点
彫刻	598 作品	598 点			

- (4) 「いつでも、だれでも」利用できるオープン・アトリエ（創作室）のある美術館
- 宮城県美術館は、「総合美術センター的性格」を有する美術館として、展示活動や教育普及活動のほか、創作指導を実施している。
 - 常勤の専門職員を配置し、常時利用できるアトリエ（創作室）は、開館当時（昭和56年）は全国的にも先例がなく、現在も宮城県美術館の大きな特徴、かつ重要な役割の一つとなっている。

4 現状と課題

(1) 収集成果を反映した展示環境の充実

- 昭和54年に策定された宮城県美術館建設基本構想において、美術作品収集については、主として近代以後の美術作品で、①本県出身作家の美術作品、本県にゆかりのある作家の美術作品、及び②国内外の優れた美術作品の収集保存をその基本方針に掲げた。
- 美術館開館時には、開館後に具体的なコレクションが形成されることになることを踏まえ、展示室は、汎用性のある展示室4室を設置した。
- 開館から35年が経過し、作家や作品部門など、コレクションの方向性が定

まってきたことから、現在においては、美術作品の魅力を十分に発揮させるため、様々な作品に幅広く対応できる展示環境の整備が必要となっている。

- ・特に、絵本原画や版画などの紙本作品（※）には、独自の照度設定や保存条件が求められる。また、日本画も照度設定のほか、展示ケースの必要性など固有の条件がある。加えて、展示壁面の色彩計画など、開館後に蓄積した具体的な作品の特性に適した展示室の整備が求められる。

（※）紙本【しほん】作品：紙に描かれた作品をいう。具体的には水彩画、素描【そびょう】、版画、日本画の一部などがこれにあたり、絵本原画のほとんども含まれる。（なお、日本画のうち絹に描かれたものは絹本【けんぼん】という。）油彩画の多くに用いられるキャンバス（麻布）と比較して紙は経年劣化しやすく、カビや虫歯害の恐れもある。従って厳格な温湿度管理、浮遊菌対策など保存上の配慮が必要である。また紙本作品を描くための水彩絵具、鉛筆（色鉛筆を含む）、顔料、染料などは、油彩画に用いられる油絵具と比較して耐久性が低く、特に光線による褪色が懸念される。このため展示にあたっては照度を制限し、特に紫外線を遮断しなければならない。また展示期間にも制限を設ける必要がある。

（２）コレクションの利活用の高度化

- ・宮城県美術館には、購入と寄贈による約6,800点もの収蔵品があり、宮城県及び東北地方にゆかりのある作家の優れた作品のほか、ドイツ表現主義を代表する作家の作品を数多く所蔵している。
- ・宮城県美術館が所有する充実したコレクションを広く県民に公開し、当館の特色を生かすためには、コレクション展示はたいへん重要であるが、展示室面積等の観点からは、収蔵品を有効に活用することが難しい状況にある。このため、より多くのコレクションを常時展示することができる、一定程度の広さを有した展示室が必要となる。
- ・開館以来の収集によって、美術史上の基準的な作品も蓄積されてきた。そこで、これらの作品は、来館者の期待に応えられるよう常時展示したい。
- ・一方で、収集された多くの作品を、地域性や、影響関係、作品の主題など、多様な視点から展示替えを行って作品を有効活用し、常に新鮮な常設展もアピールし、リピーターを確保したい。
- ・また、企画展示が柔軟に行えるよう、展示室の構造に配慮する。
- ・美術作品の持つ個性や魅力を引き出し、作品と鑑賞者との橋渡しを担う学芸員の役割はたいへん重要であることから、技能や専門性をさらに高めるなど、学芸員の一層の資質向上を図る必要がある。

（３）美術品保存環境基準等への対応

- ・美術作品の展示環境は非常に重要であるが、宮城県美術館では、展示室や収蔵庫の常時24時間空調を行っていないため、作品自体に剥離やひび割れなどの影響を与えるおそれがある。また、他の美術館から美術作品を借り受ける際には、当美術館の美術品保存環境が、所蔵美術館の貸出条件を満たす必要があり、さらに、海外から美術作品を借り受ける際には、24時間の空調システムを整備していることが必須の条件となる。美術作品を厳密に保護・管理し、国内外の美術館が所蔵する優れた美術作品を借り受けて企画展や巡回展を実施するためには、適切な温度、湿度、照度を常時確保するなど、国

際的基準(※)を満たす展示室環境の整備を図る必要がある。

(※)国際的な推奨基準：文化財を安全に保存するための温度と相対湿度の条件として、IIC（国際文化財保存学会）、ICOM（国際博物館会議）では、以下に掲げたような温度、湿度、湿度を国際的基準として推奨している。

●温度

全般	約20℃(人間にとって快適な温度)
フィルム(白黒)	15℃
フィルム(カラー)	2℃

(出典：IIC(国際文化財保存学会)、ICOM(国際博物館会議))

●湿度

出土遺物	100%
紙、木、染織品、漆	55-65%
象牙、皮、羊皮紙	50-65%
油彩	50-55%
化石	45-55%
金属、石、陶磁器	45%
写真フィルム	30%

(出典：IIC(国際文化財保存学会)、ICOM(国際博物館会議))

●照度

染織品、衣装、タピストリー、水彩画、日本画、素描、写本、印刷物	50lx
油彩画、テンペラ画、フレスコ画、皮革品、骨、象牙、木製品、漆器	150-180lx
金属、ガラス、陶磁器、宝石、エナメル、ステンドグラス	制限なし

(出典：ICOM(国際博物館会議))

- ・貴重な美術作品を次世代に継承していくためには、安定的かつ良好な状態で保存できる収蔵環境が必要とされる。特に、宮城県美術館の所蔵品には、温度・湿度の影響を受けやすい紙作品や保存管理に注意を要する作品が多く含まれていることから、それら作品を保護する環境の整備が求められる。

(4) 美術品に係るセキュリティ及び防災機能の充実

- ・宮城県美術館の建物は、耐震基準を満たしている。また、火災に対しては、ハロンガス消火設備、スプリンクラー消火設備を備えている。さらに、防犯対策としては、超音波センサー、振動板センサー、シャッターセンサー、インフラット（人体熱感知）による全館機械警備を行っている。その一方で、特別展など一部を除き24時間の人的警備は行われていない。

- 宮城県美術館は、年間を通じて多数の入館者が訪問する施設であることから、地震その他の災害時における入館者の安全確保は極めて重要である。災害時に入館者の安全・安心の確保がしっかり図られるよう、停電時でも通常どおり可動する各種設備や入館者の避難場所等の整備が求められる。

(5) 収蔵庫の狭隘化

- 美術館は博物館の一形態であり、美術作品は今後も地域と人類の文化遺産として集積していかなければならない。
- 開館以来、コレクションが充実するのに伴い、収蔵庫に不足が生じており、特に大型の平面作品を収容するスペースには、ほとんどゆとりがない。こうした収蔵庫の狭隘化を解消するため、現時点における収蔵作品と今後収集が見込まれる作品のボリュームに応じた新たな収蔵スペースを確保する必要がある。なお、展示備品の増加に伴って、倉庫の狭隘化も課題となっている。

●収蔵スペースの充足率

(1) 本館

	現在の占有面積(a)	現在不足している占有面積(b)	充足率((a+b)/a)
ラック	161.00 m ²	26.25 m ²	116.3%
棚	90.38 m ²	22.20 m ²	124.6%
水彩・素描・版画用棚	5.50 m ²	9.41 m ²	271.1%
立像用棚	0 m ²	33.60 m ²	皆増
額収納スペース	12.20 m ²	22.80 m ²	286.9%
合計	269.08 m ²	114.26 m ²	142.5%

(2) 佐藤忠良記念館

	現在の占有面積(a)	現在不足している占有面積(b)	充足率((a+b)/a)
立像用棚	56.60 m ²	22.40 m ²	139.8%
箱収納棚	52.50 m ²	5.46 m ²	114.1%
絵画用収納棚	12.54 m ²	0 m ²	100.0%
合計	121.64 m ²	29.81 m ²	124.5%

(6) 近年の利用者ニーズに対応した教育普及機能・活動の充実

- 宮城県美術館は、開館以来、創作を中心とした教育普及活動を事業の大きな柱の一つとして展開しており、その先進性、先駆性は、他の美術館のモデルになっている。
- シリーズの美術館講座や展覧会ごとの美術館講演会、実技ワークショップ、美術館探検など様々なプログラムの実施や創作室の運営をとおり、子どもから大人まで美術に親しみ創造性や感性を育む機会を提供している。
- 社会の成熟化や少子高齢化の進展、学校教育における図画工作、美術の授業時間数の減少など、宮城県美術館の開館当初から社会環境は大きく変化しており、時代の要請や利用者ニーズに応じた特色ある教育普及活動を推進する

ことが求められている。

- 創作室を有する美術館は、宮城県美術館開館当時に比べ全国的に増えてきたものの(※)、創作活動を支援する専任スタッフが配置され、開館時間中は「いつでも、だれでも」創作活動に取り組むことができるオープン・アトリエを運営している都道府県立美術館は、現在でも例がない。

(※) 創作室等を設置している都道府県立美術館数：28館(北海道立近代美術館、北海道立釧路芸術館、青森県立美術館、岩手県立美術館、宮城県美術館、秋田県立近代美術館、福島県立美術館、栃木県立美術館、群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館、埼玉県立近代美術館、千葉県立美術館、東京都美術館、福井県立美術館、山梨県立美術館、静岡県立美術館、岐阜県美術館、三重県立美術館、滋賀県立近代美術館、兵庫県立美術館、島根県立美術館、徳島県立美術館、愛媛県美術館、高知県立美術館、長崎県美術館、大分県立美術館、宮崎県立美術館、沖縄県立博物館・美術館)
(出典：平成27年都道府県立美術館基本調査及び各館ホームページ)

- 創作室の利用者は、初心者から美術家まで様々であるが、全ての工程を創作室で行う利用者がある一方で、機材や設備を利用するために来館する利用者も少なくない。また、創作室は、個人の作品制作の場を想定して運営しており、団体による利用には不向きである。また、継続的な利用者が多い一方で、初めての利用者にとっては、入りにくさもある。そのため、入りやすい雰囲気作りを積極的に行っていく必要がある。
- また、エントランスホール、展示室、創作室、講堂、県民ギャラリーなど、様々なアート空間をストレスなく楽しむことができるよう、動線には「回遊性」を生み出す必要がある。
- 開館以来、県民ギャラリーは、県民の創作活動の発表の場として機能している。特に、大型の作品展示が可能で、駐車場を完備した宮城県美術館は、貴重な存在となっている。新規利用者の開拓や施設稼働率の向上を図るため、県民ギャラリーが有する機能や強みを生かしながら、類似施設との役割の棲み分けを行うことが必要である。
- 講堂は、300人以上を収容することができ、講演会や展示解説など展覧会に関連する催事に加え、クラシックコンサートを開催するなど、幅広い取組を実施することが可能である。一方で、照明や音響機材が経年劣化し、また、階段式講堂のため、バリアフリーの観点から来館者が利用しにくい面がある。利用率も低調であることから、講堂の機能変更も含めたスペースの有効活用について検討する必要がある。

(7) 施設・設備の老朽化・機能低下への対応

- 宮城県美術館の建物・設備の改修は、その優先度合いを勘案しながら、短期的修繕計画を立て、毎年計画的に修繕を進めている。しかし、建物・設備の大部分は、昭和56年に開館して以来、抜本的な改修がなされていないため、極めて深刻な老朽化がみられ、収蔵品の展示及び保存管理上、一刻の猶予もならない緊急的課題となっている。
- 具体的な事象として、屋根及び外壁の防水機能の劣化や、配管の全般的な腐食が進み、漏水の頻度が増してきた。このため、特に展示作品に対する漏水事故の懸念が高まっている。
- さらに、地盤の不等沈下や凍害により、外構(前庭、中庭、北庭等)の舗石(タイル)の損傷が顕著になってきた。このため、来館者の転倒や、鋭利な

タイル片による事故の恐れが増している。

- 入館者の安全・安心で快適な施設利用，そして，宮城県美術館が所蔵する貴重な美術作品の適切な保存環境を今後とも確保するためには，部分的で対処療法的な修繕ではなく，建物・設備の全面的な改修が必要となっている。

(8) アメニティの充実

- エレベーターは備わっているものの，階段が主動線であり，特別展の観覧には，1階から2階に階段を上がらなくてはならない。
- トイレは各所にあるが，多目的トイレ等は本館1階に備わっているだけである。
- 専用の授乳室，救護室がなく，映像室を代用している。
- サインや展示解説の多言語対応は全てに及んでおらず，また，使用言語は日本語と英語の2か国語にとどまっている。
- 高齢者や障害者，子ども連れの方々など，全ての入館者が安全・安心で快適に利用できる施設づくりを目指してユニバーサルデザインやわかりやすいサイン等の導入が必要とされる。
- 宮城県美術館には，現在，アメニティ施設として，レストラン，カフェ，ミュージアムショップが設置されている。近年，これらの施設は，美術館の魅力を左右する大きな要因となっていることから，入館者が立ち寄りたくなるだけの魅力や雰囲気づくりが必要である。
- 当初，館内では，飲食が可能なスペースを設けていなかったため，講堂前に限り飲食可能としているが，児童生徒などの団体での来館に対応するためには，開放的で飲食可能な専用のスペースの必要性が増している。

第2章 これからの宮城県美術館が目指す方向性

1 宮城県美術館が果たすべき役割

- 宮城県美術館は，開館以来「地域社会に根ざした特色ある近代的な美術館で，県民が『美と知識と憩い』を得る場として，『開かれた』総合美術センターの性格をも備えたものとする」ことを美術館の性格と位置づけ，「美術の鑑賞，創作，研究等を通じて，県民が美術文化活動に積極的に参加できるよう，多角的機能を持つ総合美術センターの役割を果たす施設」として設置された。
- また，本県の教育，学術，文化の向上に寄与するとともに，国内外の美術文化の交流に対応しながら，国際的に開かれた地域社会における美術文化の拠点となることを目的として活動してきた。
- 今後も，開館当初からの基本性格や設置の趣旨，目的を継承しながら，宮城県美術館がこれまで蓄積してきた経験やノウハウを生かし，また，美術に関する各種関連情報を広く収集，分析することにより，県民からの要望や問い合わせ等にワンストップで情報等を提供する機能を付加するなど，時代が大きく変化する中で生まれた新たな県民ニーズや「総合美術センター」として現在期待される美術館の機能・役割に的確に対応する。加えて，県の社会教育施設として，「創造的復興」や「地方創

生総合戦略」などの動向にも留意しながら、その役割を果たすこととする。

2 宮城県美術館運営の基本方針

宮城県美術館の設置目的を達成するため、美術館としての充実した調査研究活動を踏まえ、これまでに引き続き、次の基本方針のもとで運営する。

- (1) 優れた美術作品を収集、展示して、広く県民に鑑賞の機会を提供する。
- (2) 県民の積極的参加による創作活動の推進を図る。
- (3) 美術に関するさまざまな体験交流の場となるよう、活発な普及活動を行う。
- (4) 美術に関連する他の領域と連携して、文化的諸活動を行う。

これらの活動を通じ、地域における特色ある総合美術センターとして、県民に生涯学習の場を提供し、県民が自らその教養と情操を高め得るように努め、本県の芸術文化の発展に寄与する。

3 リニューアルに向けた基本的な考え方

(1) 持てる財産・資源を最大限に有効活用

- ・良好な立地条件と合理性のある建築設計である現施設の有効活用を基本に検討を行う。
- ・開館以来35年間で培われた充実したコレクションや洗練された教育プログラムを最大限に活用できるような環境整備を図る。

(2) 他館・文化施設等との連携及び機能分担の検討

- ・東北各県における県立美術館や県内における公立美術館・アート関連施設の増加など、開館当時とは異なる環境の変化を踏まえ、他施設との連携や機能の棲み分けを考慮の上、宮城県美術館として果たすべき役割・機能を改めて検討する必要がある。

(3) 県民及び利用者からの意見の聴取

- ・リニューアルの検討過程について、県民や利用者積極的に情報提供するとともに、本構想及び本構想を踏まえて今後策定する基本方針について、案の段階で公表し、県民や利用者からの意見・要望等を聴取しながらリニューアルの方向性を検討していく。

4 リニューアルのコンセプト

展示、収蔵、調査研究、教育普及など現美術館の基本機能を一層強化するとともに、新たな機能や魅力を創出するために美術館のリニューアルを行う。

(1) 子どもたちに豊かな体験を提供する美術館

心豊かな人生を過ごす上で、文化芸術は不可欠なものであり、次代を担う子どもたちが、美術を身近なものとして捉え、美術に触れる機会を確保し、そして美術を楽しむきっかけづくりの場を提供する。

- ・子どもたちの豊かな感性や創造性、知的好奇心を育む活動を行うための拠点となる「キッズ・ラボ（仮称）」を設置運営する。

(2) 人々が憩い、くつろぎ、集い、つながる美術館

来館者が質の高い芸術文化に触れ、その余韻を楽しみながら、ゆっくりとくつ

ろくことができる空間、あるいは、展示室に入場しなくても気軽に立ち寄り、芸術文化が醸し出す魅力的な雰囲気を楽しむことができる空間を提供する。

- ・来館者がゆっくりとくつろげるよう、美術館が所有するコレクションと図書を有効に活用したラウンジを整備する。
- ・国が推進する「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」にあわせ、来館者が平日でもゆっくり美術作品を鑑賞できるよう、必要に応じ、夏季期間における開館時間の延長を行う。
- ・様々な世代の人々が集い、美術・芸術を通じて交流と学び合いが生まれ、学びの成果が活かされるきっかけづくり（参加型プログラムの充実、ボランティアの活動内容及び活躍の場の充実）を行う。

（3）国内外の人々を魅了する美術館

県を代表する文化施設として、県内はもとより、県外、そして国外から人々を呼び込み、また、「ユニークベニュー^(※)」としての施設・空間の活用を積極的に行うことにより、芸術文化の側面から地域活性化や観光振興など本県経済の発展に貢献する。

(※)ユニークベニュー (Unique Venue) : “特別な場所”でのイベント実施により“特別な体験”を創造する取組

例) 国際会議のレセプション会場→エントランス、報奨旅行や教育旅行のプログラム→展示室(展示解説)

- ・美術館は、文化芸術の発信拠点であるとともに、魅力ある貴重な観光資源でもある。その魅力は、文化芸術に関心のある人々の来館意欲を惹起するとともに、国際会議や学術会議などMICEにおける会議やセミナー、レセプション会場としての利用ニーズを喚起する。
- ・特に、MICEの振興は、参加者に特別感をもたらすだけでなく、参加者本人の再訪や参加者の情報発信による新たな来館者の開拓、さらには使用料収入の獲得が期待されるなど、その波及効果は非常に大きい。

（4）ともに築きあう美術館

新たな時代環境に即した「開かれた美術館」として、県民とともに築きあい、県民とともに発展し、そして、県民に親しまれ、愛され続ける美術館を目指し、業務の運営を行う。

- ・県民はもとより、教育機関や報道機関、NPO、ボランティアなど、外部人材との連携、協力を強化することにより、一層充実した美術館運営を行う。そのため、ボランティア等がより活発に活動できる拠点を整備するなど、美術館職員以外の関係当事者が活動しやすい環境を確保する。

第3章 宮城県美術館に求められる機能と役割

1 収集・展示

（1）美術作品の継続的・計画的な収集によるコレクションの充実

優れた美術作品等を収集して常設展示内容の充実を図るとともに、美術作品の散逸、損傷、亡失を防ぎ、これらを後生に伝えるため、長期的な年次計画に従い、

正確な基礎調査に基づいて、美術作品、資料の収集、保存を継続する。

- ・明治以降のコレクション作品を一連の流れで展示することができる当館の強みを生かし、また、当館コレクションを補強・補完するため、本県及び東北地方にゆかりのある作家の優れた美術作品や国内外の優れた美術作品の収集を継続し、体系的な常設展示ができるようにする。

(2) コレクションを最大限に活かせる展示環境の整備

県民をはじめ多くの来館者に質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図るためには、現在所蔵する国内外の優れた美術作品、コレクション等を組織的に展示し、広く鑑賞の機会を提供できるよう配慮することはもとより、今後出現する現代アート作品にも柔軟に対応できるよう、展示スペースを十分に確保する。また、展示が柔軟に行うことができるよう、強度を維持しながら、少ない作業員でも配置できる可動展示壁等を整備する。

特に、水彩画、素描、版画、日本画、絵本原画等の紙本作品に求められる照度制限等の条件に合致した展示スペースを設置する。

全国の都道府県立美術館の状況などを踏まえ、展示スペースは少なくとも2,600㎡程度(佐藤忠良記念館を除く)※を確保する。

(※)佐藤忠良記念館は、彫刻家佐藤忠良氏から寄贈を受けた作品を専ら展示している展示室であり、宮城県美術館が所蔵する、その他のコレクションの展示は、絵本原画を展示する一部コーナーを除いて行っていない。)

○当館の展示室面積

約2,261㎡(佐藤忠良記念館の展示室を除く)

※参考:約3,055㎡(佐藤忠良記念館の展示室を含む)

○全国の都道府県立美術館における展示室面積の平均

約2,524㎡

※展示室面積には、貸展示室(県民ギャラリー)の面積を除く

(出典:平成27年度都道府県立美術館基本調査)

イ 常設展示

- ・当館には、購入と寄贈による約6,800点もの収蔵品がある。特に、佐藤忠良や高橋由一、松本竣介、萬鉄五郎をはじめ、宮城県及び東北地方にゆかりのある作家の優れた作品のほか、ヴァシリー・カンディンスキーやパウル・クレーなどドイツ表現主義を代表する作家の作品、あるいは、戦後日本の絵本原画を数多く所蔵するなど、開館から35年が経過し、コレクションの方向性が形成されてきた。このため、当館所蔵コレクションの特色や魅力を最大限に引き出せるよう、コレクションの特性に応じて、最適な仕様を整えた複数の専用スペースを設ける。
- ・一方、自主企画展示においては、その内容や規模に応じて展示スペースを柔軟にアレンジすることにより、観覧者に対して作品の持つ個性や魅力をより印象づけることが可能となるよう、自在性のある汎用スペースをも確保する。

- ・企画展のみに依存しない、通年型の美術館としての存在感を向上させ、リピーターの増加を図るとともに、インバウンドや県外からの観光客の流入を促進する。

□ 企画展示

- ・当美術館の主催又は関係団体との共催により、広く国内外の多彩な美術を対象として、特定のテーマに基づいて構成しながら、特色ある展示を継続する。特に、話題性が高く、大規模な巡回展などの開催を可能とするため、様々な形態・大きさの作品にも対応できる展示スペースを設ける。
- ・時代や分野にとらわれず、国宝や重要文化財などの指定品についても展示する。

(3) 展示・収蔵環境条件の高度化への対応

指定品や国内外の優れた作品を借用する際の展示環境条件は年々厳しさを増している。このため、展示室内を24時間一定の温度・湿度に管理できる空調システムや借用作品を保守管理するための24時間警備、最新型の可動展示壁、調光機能のついた照明設置等の整備など、貸出条件や国際的基準に即した展示環境を整備する。また、特別展のための借用作品を一時保管する際に現行の収蔵庫を併用しているが、当館所蔵作品の安全管理の面からも問題があるので、新たな借用作品のための一時保管収蔵庫を設置する。さらに、絵本原画等の紙本作品の保管にマッチした収蔵庫を設置するなど、既存の収蔵庫の拡充・再編を行い、利用の高度化を図る。

2 収蔵

文化庁文化財保護部が策定した「文化財公開施設の計画に関する指針」(平成7年8月)によると、「収蔵庫の床面積は、展示室の床面積の半分を目安とするが将来を見越して十分なスペースをとることが望ましい。」としている。

○当館の収蔵庫面積

約725㎡(佐藤忠良記念館の収蔵庫を除く)

※参考:約998㎡(佐藤忠良記念館の収蔵庫を含む)

○全国の都道府県立美術館における収蔵庫面積の平均

約1,175㎡

(出典:平成27年度都道府県立美術館基本調査)

(1) コレクションの充実に対応した収蔵スペース及びセキュリティ機能の確保

コレクションの充実にともない、収蔵庫が不足している状況にあることから、美術品を適切に管理できる十分なスペースを確保するとともに、耐震面、安全面で十分なセキュリティ機能を持たせる。

(2) 美術作品の特性に対応した保存環境の整備

当館の所蔵品には、温湿度の影響を受けやすい紙本作品や保存管理に厳重な注

意を必要とする作品が多く含まれているため、適切な温湿度管理など、作品の素材や形状、性質等にあわせた保存環境を整備する。

3 調査研究

(1) 基礎的な調査研究の継続

- ・自主企画展や共同企画展の開催に際し、美術史の研究や個別作品に関する調査を行っているが、当館の事業を一層充実させるとともに、展示の質を高め、企画力を身に着けるなど学芸員のさらなる資質向上を目的として、当館所蔵作品に関する調査研究、国内外の近・現代美術に関する調査研究、作品展示の方法等に関する調査研究、美術館における教育普及活動に関する調査研究など、基礎的な調査研究を継続する

(2) 調査研究成果の発信

- ・近年、美術文化を巡り、大いに高まりをみせている県民の関心と生涯学習に関するニーズに対応するためにも、最新の研究をもとにした調査成果を研究紀要や年次報告等を利用して発表することとする。

4 教育普及

当館の大きな特色の一つとして、創作を中心とした教育普及活動があり、開館当初から実施してきた各種教育普及プログラムやオープン・アトリエの機能を充実する。

(1) 多様なプログラム展開による美術教養の向上

- ・主たる来館者である成人はもとより、子どもたちや親子連れ、高齢者など広範な層の来館者にとって親しみやすく、利用しやすい美術館を目指し、各対象のニーズに応じた教育普及プログラムを実施する。
- ・実技と鑑賞が同時に行える当館の特色（強み）を生かし、当館の展示事業と連携しながら、来館者の美術に関する理解を深める。また、学校教育や他の社会教育活動との連携を図りながら、多彩で実効ある教育普及活動を行う。
- ・そのためには、様々な活動の展開を可能とする充実した機能を確保する必要があることから、実技ワークショップや造形活動が実施できる設備を備え、受け入れる団体の規模に応じて使い分けができるアトリエや講座室等を整備する。
- ・宮城県の将来の文化芸術振興を担う人材を育成する必要があることから、県出身又は県内在住の若手芸術家の情報を収集するとともに、若手芸術家に対して、情報の提供や、創作活動の場、あるいは活動発表の場を提供するなど、積極的に育成支援に取り組む。
- ・美術館に対する県民の理解、関心を深めるとともに、県民の美術文化活動への参画の機会を提供し、また、美術館が実施する事業の円滑な運営とサービス向上を図ることを目的としてボランティア制度を継続的に実施し、ボランティア専用ルームを設置する。

(2) 創作活動の充実による造形教育の推進

- ・県民の自発性に基づく自由な創作活動の機会を提供するため、当館の教育普

及活動の最大の特徴である機能「いつでも、だれでも」利用することができるオープン・アトリエ（創作室）の機能を充実する。

- ・創作室には、作品制作や鑑賞、用具のことなど、美術についての様々な質問や相談に対応する専任スタッフを配置する。
- ・創作活動を行うために整備した各種機材を正確に操作できる専門性と創作活動の指導力を兼ね備えた人材を確保する。
- ・次代を担う子どもたちが、幼い頃から美術に触れ、関心を持つ機会をつくることは、豊かな感性や創造力を養い、また、知的好奇心を育むことにつながるため、極めて重要である。このため、子どもたちが気軽にアートに関する体験ができ、また、身近に美術作品等に親しむ機会を提供する「キッズ・ラボ（仮称）」を新たに設置する。

（3）県民の創作活動の発表及び鑑賞の場の提供

県民ギャラリーについては、個展やグループ展など、県民の創作活動の発表及び鑑賞の場としてのニーズが見込めるため、貸展示室の機能を有する県民会館やせんだいメディアテーク等との役割の棲み分けにも留意しながら、継続して設置し、県民の美術文化活動向上に寄与する。なお、県民ギャラリーの配置については、利用者や観覧者の利便性及び作品搬出入の動線等についても留意する。

○当館の貸展示室（県民ギャラリー）面積

約496㎡

○全国の都道府県立美術館における貸展示室の平均

約725㎡

（出典：平成27年度都道府県立美術館基本調査）

5 五感で楽しみ、心の潤いと交流が生まれる場

（1）美術・芸術に親しむ場の創出

エントランスホールや展示室、あるいはアリスの庭、北庭をはじめ、美術館全体を県民や観光客など多くの入館者が質の高い芸術文化に触れ、美術を肌で感じ、楽しみ、学び、そして親しむことができる空間（＝何度でも訪れたい美術館）にする。

（2）憩いとくつろぎの場の創出

展示作品を鑑賞後、その余韻を楽しむことができ、また、心の潤いや安らぎを感じながら、ゆっくりとくつろぐことができる空間として、宮城県美術館のコレクションや図書を有効に活用したラウンジを整備する。また、コレクションに由来するオリジナルグッズ等、宮城県美術館のミュージアムショップでなければ購入できないプレミアム商品を揃えるなど、商品の品揃えを充実する。さらに、レストランでは、「食材王国みやぎ」をPRするため、運営者との連携のもと、宮城の旬の食材を使用した料理を提供する。なお、ラウンジやミュージアムショップ、

レストラン、カフェについては、展示室に入場しなくても気軽に立ち寄り、芸術文化を肌で感じる魅力的な雰囲気やショッピング、食事を楽しめる空間とする。加えて、インターネット環境を整備し、国内外の美術関連情報等に容易にアクセスすることができる情報コーナーを設置する。

(3) 人々が集い、つながる場の創出

美術館は、生涯学習の場であるだけでなく、美術・芸術をきっかけに人々が集い、つながり合う拠点である。このため、美術館が有するポテンシャルを活かし、地域の関係施設などとも協力しながら、県民の学びや活動を支援していく。

6 ユニバーサルデザイン化や地球環境への配慮

(1) 施設のユニバーサルデザイン化の推進

高齢者や障害者、子ども連れの方々、海外観光客など、誰もが公平に美術館の楽しさを享受できるよう、ユニバーサルデザイン化やサインの多言語対応の充実を図る。

イ 階段部、スロープ部に手すりを設置

ロ トイレを和式から洋式に改修、多目的トイレの増設

ハ 案内誘導サインの表記拡大

ニ 多言語表記サイン（日・英・中（簡体字・繁体字）・韓）や触知サインの設置

ホ 授乳室、救護室の整備、ベビーベッドの設置

(2) 環境負荷の低減

年間の電力消費量の削減とランニングコストの低減につなげるため、照明器具にはLED及び高効率蛍光灯を採用する。また、これらの取組と連動し、自家消費電力や災害時の非常用電力の確保、及び自然エネルギー由来の熱源を確保するため、屋上太陽光発電設備や地中熱ヒートポンプを導入するなど、省エネルギー化と再生可能エネルギーの積極的な活用を推進することにより、地球環境への負荷低減を図り、低炭素社会にふさわしい施設とする。

7 情報発信の充実・強化

収蔵作品情報のデータベース化や地元芸術家の創作活動状況をはじめとする関連情報の集積を図り、ホームページを活用して美術作品データの検索を可能にするなど、情報発信の充実を図る。また、美術館の広報には、美術館要覧や案内リーフレットなど、印刷物による広報のほか、ホームページやtwitterなど、多様な情報通信技術やメディアを活用し、県民に親しまれる美術館として、迅速かつ活発な広報活動を行う。

8 地方創生への貢献

企業等有するコレクションの展覧会への活用や福利厚生としての美術館利用の促進、美術館の企画展示、特別展示のポスター掲出など、県内企業等との連携を図る。また、宮城県美術館が有するポテンシャルを有効に活用し、インバウンドを呼び込むことにより、地域経済の活性化等に貢献する。さらに、宮城県美術館キャンパスメンバーズ^(※)に参加する大学等の学生や留学生等を宮城県美術館主催のギャラリーツアー

に招待するなど、会員制度に関する新たな魅力（インセンティブ）を加えることにより、大学生や留学生等が集い合う、活気あふれる場とする。

※)宮城県美術館キャンパスメンバーズ：学校教育において美術館を有効に活用していただくこと、学生や教員の美術に親しむ機会をより豊かにすることを目的とした、大学等を対象とした会員制度

第4章 リニューアルの手法及び整備スケジュール

1 リニューアルの手法

リニューアルに係る施設整備パターンについては、現地改修・現地建替・移転新築の3つが考えられるが、現在の立地条件・周辺環境の優位性や建築物としての合理性・価値の高さに加え、コスト面も総合的に考慮し、現地改修を基本に検討していくこととする。

また、本県の厳しい財政状況を踏まえ、リニューアル後の運営や維持管理までを含めた事業コストの軽減を図りつつ、より質の高いサービスを提供するため、民間の資金やノウハウの活用を積極的に検討していく必要がある。

2 整備スケジュール

平成36年度のリニューアルオープンを目指すこととし、整備スケジュールの詳細については、平成29年度に策定を予定している基本方針で定める。